今後の検察における被疑者取調べの録音・録画について

1 現在の試行のさらなる継続

特別捜査部・特別刑事部が取り扱う独自捜査事件、裁判員裁判対象事件及び知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件につき、今後も引き続き、積極的に、録音・録画の試行を実施する。

警察においても、本年春から、裁判員裁判対象事件については、自白事件のみならず否認事件も含めることとし、録音・録画の対象場面についても、弁解録取手続や、供述調書作成前に供述内容を確認する場面などに拡大しており、知的障害者の取調べの録音・録画についても試行を開始している。

今後は、警察と一層緊密に連携を図りつつ、試行を進める。

2 新たに録音・録画の対象とする事件

被疑者取調べの録音・録画の試行を拡大し、以下の身柄事件についても、その対象とする。これらの試行は、今年の秋ころからの開始を検討している。

- 特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件 非部制庁における独自捜査事件,部制庁において刑事部等が取り扱う独自捜査事件を新たに試行の対象とする。
- 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件 検証の結果,録音・録画により,被疑者の表情や態度等も含めて,取調べにおける取調官の発問の状況や被疑者の応答の状況を客観的に記録しておくことが,被疑者の責任能力の有無・程度の判断を的確に行い,適正な処分や裁判を実現する観点から特に有用であり,被疑者・被告人の権利保障にも資すると考えられた。そこで,公訴官として適正な処分及び裁判の実現を図るため,精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件につき,新たに試行の対象とする。

3 対象範囲についての今後の検討

現在、検察及び警察において、コミュニケーション能力に問題がある被疑者のうち、知的障害者について一定の類型のものを対象として、取調べの録音・録画の試行を実施しているが、少年事件の被疑者の中にもコミュニケーション能力に問題がある者がいると考えられる。そのため、少年事件の被疑者について、知的障害者と同様に、取調べの録音・録画の試行対象とすべきとの意見がある。

他方,少年には、中学生から成人に達する直前の者までおり、その年齢差は大きく,成長度合によりコミュニケーション能力等に大きな差があると思われる上、少

年事件は、検察官から家庭裁判所に必ず送致され、その大部分は保護処分等に付されて刑事処分には至らないという事情に加え、少年の健全育成の観点や録音・録画されることによる精神的負担への配慮も必要と考えられる。

そこで、少年事件における録音・録画について、以上の諸点及び知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行における実施状況や検証結果を踏まえ、警察と緊密な連携を取りつつ、録音・録画の対象とする場合の範囲や録音・録画の方法等について検討を進める。

4 新たな時代における取調べの在り方の検討-取調べの最適化を目指して

取調べの録音・録画の拡大など捜査・公判を取り巻く環境の変化に適切に対処できるよう、より適正で、真相解明に有効な取調べを目指し、取調べの在り方を見直すとともに、これに応じた取調能力を検察官に身につけさせるための指導と研修の在り方を検討するため、本日、最高検に、「新たな時代における取調べの在り方検討チーム」を立ち上げた。

以上